

居宅介護支援重要事項説明書

居宅介護支援事業所 さくらんぼ小平

1 指定居宅介護支援を提供する事業者について

名称・法人種別	有限会社さくらんぼ
代表者名	三村 悦子
法人所在地・電話	東京都小平市小川西町5-10-7 042-359-7388
業務の概要	居宅介護支援事業・訪問看護
事業所数	2カ所

2 利用者に対しての指定居宅介護支援を実施する事業所

事業所名	居宅介護支援事業所 さくらんぼ小平	
所在地	東京都小平市学園東町 3-6-11-2	
事業所指定番号	居宅介護支援	1374303913
管理者及び連絡先	管理者 笹本 弘美	連絡先 042-313-6123
サービス提供地域	小平市 国分寺市 東村山市 小金井市	

3 事業所の職員体制等

職種	従事するサービス種類、業務	人員
管理者	居宅介護支援業務の管理	1名
居宅介護支援専門員	居宅介護支援業務全般	1名以上
事務担当職員	居宅介護支援業務の事務	1名（兼務）

4 営業時間

サービス種類	平日（月～金）	土日祝日
営業時間	8:45～17:30	休業

（注）年末年始（12/30～1/3）は休業とする

5 事業の目的及び運営の方針

（1）目的

居宅介護支援事業所さくらんぼ小平において実施する指定居宅介護支援事業（以下

「事業」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護者等からの相談に応じ、及び要介護者がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人やその家族の意向等を基に、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行うことを目的とする。

(2) 運営方針

- ① 利用者が要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮したものとする。
- ② 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者自らの選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- ③ 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。
- ④ 事業を行うにあたっては、利用者の所在する市町村、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。
- ⑤ 前4項のほか、小平市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例等に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

6 第三者評価の実施

第三者評価は、実施しておりません。

7 サービス利用料及び利用者負担

- (1) 居宅介護支援にかかる利用料については次表のとおりですが、介護保険制度における介護給付費から全額給付されるため利用者の負担はありません。
- (2) 提供した指定居宅介護支援について法定代理受領以外の利用料の支払を受けた場合、領収書および指定居宅介護支援提供証明書を交付します。

基本算定	介護 1・2		12,000 円/月
	介護 3・4・5		15,591 円/月
初回加算		新規、要介護度 2 段階以上の変更、要支援からの変更	3,315 円/月
入院時情報連携加算	I	入院当日	2,762 円/月
	II	入院した日の翌日又は翌々日	2,210 円/月
退院・退所加算	I イ	カンファレンス以外で 1 回	4,972 円/月
	I ロ	カンファレンスにより 1 回	6,630 円/月
	II イ	カンファレンス以外で 2 回以上	6,630 円/月
	II ロ	2 回のうち、カンファレンス 1 回以上	8,287 円/月
	III	3 回以上のうち、カンファレンス 1 回以上	9,945 円/月
通院時情報連携加算		通院時同席し医師と連携	552 円/月

8 その他の費用について

交通費 利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、移動に要した交通費の実費（公共交通機関等の交通費）を請求しません。

9 利用者の居宅への訪問頻度の目安

介護支援専門員が利用者の状況把握のため、利用者の居宅に訪問する頻度の目安

利用者の要介護認定有効期間中、少なくとも 1 月に 1 回

- ここに記載する訪問頻度の目安回数以外にも、利用者からの依頼や居宅介護支援業務の遂行に不可欠と認められる場合で利用者の承諾を得た場合には、介護支援専門員は利用者の居宅を訪問することがあります。

10 サービス提供の方針等

- (1) 介護支援専門員は、居宅サービス計画作成の開始に当たって、当該地域の複数の指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を利用者及びその家族に対して公平に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。
- (2) 介護支援専門員は、利用者及びその家族に、複数の指定居宅サービス事業所を紹介し、当該事業所を居宅サービス計画（ケアプラン）に位置付けた理由を求められた場合は説明を行います。前 6 カ月間に作成したケアプランに位置づけた訪問介護、通所介護、

地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの割合と、各サービスごとの同一事業者によって提供されたものの割合について、口頭および文書（別紙）にて説明します。

- （３）介護支援専門員は、居宅サービス計画作成に当たってはアセスメントにより、利用者についてその有する能力、提供を受けているサービス、置かれている環境等の評価を通して、利用者が現に抱える問題点を明らかにし、自立した日常生活を営むことが出来るよう支援を行う上で解決すべき課題を把握します。
- （４）介護支援専門員は、前項で述べた課題の把握については、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行います。
- （５）介護支援専門員は、利用者及び家族の希望と把握された課題に基づき、当該地域における介護給付等のサービス体制を考慮し、提供されるサービスの目標及び達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
- （６）介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案について、サービス担当者より、会議、照会等により居宅サービス計画の原案の内容について専門的な意見を求めます。
- （７）介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案のサービスについて、保険給付の対象となるかを区分し、その種類、内容、利用料等について文書により同意を得ることとします。
- （８）介護支援専門員は、居宅サービス計画作成後も、利用者及び家族、サービス事業者等と連絡を取り、居宅サービス計画の実施状況と課題の把握に努め、必要に応じて居宅サービス計画の変更、サービス事業者等との連絡調整等の便宜の提供を行います。
- （９）介護支援専門員は、利用者が居宅においてサービスの提供を受け続けることが困難になった場合または介護保険施設への入所・入院を希望した場合には、介護保険施設等への紹介等の便宜の提供を行います。
- （１０）介護支援専門員は、介護保険施設等から退院または退所する要介護者から依頼があった場合は、居宅サービス計画作成等の援助を行います。
- （１１）介護支援専門員は、訪問看護等の医療サービスを希望した場合は利用者の同意を得て、主治医等の意見を求めます。また居宅サービス計画に訪問看護等の医療サービスを組

み込む場合は原則として主治医等の指示があった場合に行うこととします。

- (12) 介護支援専門員は、利用者が提示する被保険者証に、法 37 条第 8 項第 2 号に規定する事項に係る認定審査会の意見または法 37 条第 1 項に基づき指定されたサービスの種類についての記載がある場合は、利用者にその趣旨（指定サービスの変更申請は可能）を説明し理解を得、その内容に沿って居宅サービス計画を作成します。
- (13) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成または変更に当たっては、原則として特定の時期にかたよることなく、計画的にサービス利用が行われるよう努め、市町村の保健医療サービスまたは福祉サービス等も居宅サービス計画上に位置付けるよう努めます。
- (14) 介護支援専門員は、虐待の発生や再発を防止するため、公的機関やサービス事業所等と連携しながら対応していきます。
- (15) 介護支援専門員は、感染症の予防、まん延防止のため、日頃から感染対策を実施し、必要に応じて公的機関と連携しながら対応していきます。

11 ハラスメントの防止

- (1) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律 第 11 条第 1 項 及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律 第 30 条の 2 第 1 項 の規定に基づき、 セクシュアルハラスメントやパワーハラスメントの防止のための雇用管理上の措置を講じます。
- (2) 利用者及びその家族はサービス利用に当たって、次の行為を禁止します。
 - ①介護支援専門員その他従業者に対する身体的暴力（直接的、間接的を問わず有形力を用いて危害を及ぼす行為）
 - ②介護支援専門員その他従業者に対する精神的暴力（人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為）
 - ③介護支援専門員その他従業者に対するセクシュアルハラスメント（意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求、性的な嫌がらせ行為等）

12 業務継続計画の策定

感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体

制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、介護支援専門員その他の従業者に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施します。

13 感染症対応力強化

事業所において感染症が発生、又はまん延しないように 次の措置を講じるものとします。

- ① 感染症の発生又はそのまん延を防止するための指針の整備
- ② 感染症の発生又はそのまん延を防止するための研修及び訓練の実施。

14 虐待防止

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- （１）利用者の人権擁護、虐待防止等の観点から、虐待の発生またはその再発を防止するための指針を整備します。
- （２）従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- （３）虐待防止に関する責任者を選定しています。
虐待防止に関する責任者 笹本 弘美
- （４）成年後見制度の利用を支援します。
- （５）苦情解決体制を整備しています。
- （６）サービス提供中に、当該事業所授業者または養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかにこれを市町村に通知します。

15 秘密の保持と個人情報の保護について

- （１）利用者及びその家族に関する秘密の保持について

- ①事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めます。
- ②事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしませ

ん。

③この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。

④事業者は従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後も、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

(2) 個人情報の保護について

①事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当学会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当学会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。

③ 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるもののほか、電磁的記録を含む）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

③事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

16 事故発生時の対応

(1) 事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

(2) 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

17 相談窓口、苦情対応

○サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

居宅介護支援事業所	さくらんぼ小平	042-313-6123
担当者	管理責任者	笹本 弘美

(1) 苦情が発生した場合、担当者は事実確認と原因究明を迅速に行い、組織としての具体的な対応について相談者に適切にわかりやすく説明します。

(2) 苦情内容や対応経過を記録し 2 年間保存します。職員間で情報を共有し、再発防止策の検討、問題点の明確化など、サービスの質の向上に努めます。

○市町村の相談・苦情窓口

小平市 高齢者支援課	0 4 2－3 4 6－9 5 3 9
国分寺市 福祉部 高齢福祉課 介護保険係	0 4 2－3 2 5－0 1 1 1
東村山市 福祉保健 y 部 介護保険課	0 4 2－3 9 3－5 1 1 1
小金井市 福祉保健部 介護保険課	0 4 2－3 8 3－1 1 1 1

○その他の相談・苦情窓口

東京都国民健康保険団体連合会
《1》受付時間 午前 9 時から午後 5 時まで（土・日・祝祭日を除く）
《2》苦情相談窓口専用 0 3－6 2 3 8－0 1 7 7（直通）

令和 年 月 日

居宅介護支援サービス利用にあたり、本書面にに基づき重要事項を説明しました。

事業所 所在地 東京都小平市学園東町 3－6－1 1－2

名称 居宅介護支援事業所 さくらんぼ小平

説明者

介護支援専門員

本書面に基づいて事業者から重要事項説明を受け、居宅介護支援サービス利用に同意しました。

利用者 住所

氏名

代理人又は立会人 住所

氏名